

利 用 者 の た め に

本結果は、青果物卸売市場調査（年間取扱量等調査）の結果を基に、全国の中央卸売市場で取り扱った青果物の主要品目について、消費地域と産地都道府県との交流状況を月ごとに取りまとめたものである。

1 調査の目的

本調査は、全国の青果物卸売市場における青果物の卸売数量及び卸売価額を調査し、価格形成の実態等を明らかにし、青果物の流通改善対策、価格安定対策等に資することを目的とする。

2 調査の根拠法令

本調査は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 19 条第 1 項に基づく総務大臣の承認を受けた一般統計調査である。

3 調査機構

本調査は、農林水産省大臣官房統計部において実施した。

4 調査の対象

中央卸売市場（卸売市場法（昭和 46 年法律第 35 号）第 4 条第 1 項の規定に基づく農林水産大臣の認定を受けて開設している市場をいう。以下同じ。）に所在する全ての青果物卸売会社

5 調査の時期

(1) 調査対象期間

令和 4 年 1 月 1 日から 12 月 31 日

(2) 調査実施時期

令和 5 年 1 月 31 日まで

なお、調査対象の意向によっては、月別の情報についてそれぞれの調査対象月の翌月又は複数月分の情報について直近の調査対象月の翌月までに実施している。

6 調査事項

(1) 調査品目

ア 野菜

全国の青果物卸売市場で取扱数量が多い主要 50 品目

だいこん、かぶ、にんじん、ごぼう、たけのこ、れんこん、はくさい、みずな、こまつな、その他の菜類、ちんげんさい、キャベツ、ほうれんそう、ねぎ、ふき、うど、みつば、しゅんぎく、にら、セルリー、アスパラガス、カリフラワー、ブロッコリー、レタス、パセリ、きゅうり、かぼちゃ、なす、トマト、ミニトマト、ピーマン、ししとうがらし、スイートコーン、さやいんげん、さやえんどう、実えんどう、そらまめ、えだまめ、かんしょ、ばれいしょ、さといも、やまのいも、たまねぎ、にんにく、しょうが、生しいたけ、なめこ、えのきだけ、しめじ、その他の野菜

イ 果実

全国の青果物卸売会社で取扱数量が多い 44 品目・品種（うち輸入果実 9 品目）

(ア) 国産果実

みかん、ネーブルオレンジ（国産）、甘なつみかん、いよかん、はっさく、その他の雑か

ん、りんご（つがる、ジョナゴールド、王林、ふじ、その他のりんご）、日本なし（幸水、豊水、二十世紀、新高、その他のなし）、西洋なし、かき（甘がき、渋がき（脱渋を含む。）、びわ、もも、すもも、おうとう、うめ、ぶどう（デラウェア、巨峰、その他のぶどう）、くり、いちご、メロン（温室メロン、アンデスメロン、その他のメロン（まくわうりを含む。）、すいか、キウイフルーツ、その他の国産果実

(イ) 輸入果実

バナナ、パインアップル、レモン、グレープフルーツ、オレンジ、輸入おうとう、輸入キウイフルーツ、輸入メロン、その他の輸入果実

(2) 調査項目

品目（品種）別、産地都道府県・輸入別の卸売数量と卸売価額

7 調査方法及び有効回答率

(1) 調査方法

本調査は、次のいずれかの方法により実施した。

ただし、調査対象が本社・支社の関係にあるものについては、本社において支社分を含めて調査した場合もある。

ア 農林水産省から調査対象に対して、オンラインにより調査票を配布・回収する自計調査の方法

イ 農林水産省から調査対象に対して、調査票の内容を収録した電磁的記録媒体を郵送により配布・回収する自計調査の方法

(2) 有効回答率

有効回答率は100%であった。

8 集計方法

主要消費地域ごとに産地別・月別の卸売数量及び卸売価額をそれぞれ積み上げ、積み上げた卸売価額を卸売数量で除して卸売価格を算出した。

(1) 野菜

ア 野菜の50品目について、主要消費地域ごとに、産地別・月別の卸売数量及び卸売価格を表章した。

イ 主要消費地域及びその主要消費地域に含まれる都市は、表1のとおりである。

なお、主要消費地域に含まれる都市は、中央卸売市場の開設都市としている。

表1 主要消費地域一覧

主要消費地域	主要消費地域に含まれる都市
北海道	札幌市
東北	青森市・八戸市・盛岡市・仙台市・いわき市
仙台・盛岡	仙台市・盛岡市
関東	宇都宮市・東京都・横浜市・川崎市・静岡市・浜松市
京浜	東京都・横浜市・川崎市
北陸	新潟市・金沢市・福井市
東海	岐阜市・名古屋市
近畿	京都市・大阪市・神戸市・姫路市・大和郡山市・和歌山市
中国	岡山市・広島市
四国	徳島市・高松市・松山市・高知市
九州	宇部市 ^{注)} ・北九州市・福岡市・久留米市・長崎市・宮崎市・鹿児島市
北九州	宇部市・北九州市・福岡市・久留米市

注) 宇部市中央卸売市場は、指定野菜価格安定対策事業における対象市場群の区分により九州とした。

(2) 果実

ア 果実 44 品目・品種のうち輸入品目の 9 品目を除く 35 品目・品種に、りんご、日本なし、かき、ぶどう及びメロンについては各品目の品種を積算し、品目計（5 品目）を追加した 40 品目・品種について、主要消費地域ごとに、産地別・月別の卸売数量及び卸売価格を表章した。

イ 主要消費地域は、次の 12 都市とした。

札幌市、仙台市、東京都、横浜市、金沢市、名古屋市、京都市、大阪府、神戸市、広島市、北九州市及び福岡市

ウ 産地はイの都市ごとに卸売数量の 80%をカバーする卸売数量上位の産地（都道府県）のうち上位 5 産地（都道府県）までとした。

9 実績精度

本調査は、全国の中央卸売市場における全ての青果物卸売会社を対象とした調査結果により全国値を算出しているため、実績精度の算出は行っていない。

10 用語の解説

(1) 青果物卸売市場

ア 青果物卸売市場とは、卸売業者が生産者若しくは集出荷団体等から委託を受け、又は買い付けを行い、仲卸業者又は小売業者に対し「せり」、「入札」又は「相対」の方法で建値を行って売りさばくための場立ちの行われる場所をいう。

したがって、産地で生産者から荷を集めて、これらを消費地に出荷するいわゆる産地の集荷市場は含めない。

イ 中央卸売市場とは、卸売市場法（昭和 46 年法律第 35 号）に基づき農林水産大臣の認定を受けて開設している市場であり、令和 4 年 12 月末日現在開設されている中央卸売市場は、次の 50 市場となっている。

札幌市、青森市、八戸市、盛岡市、仙台市、いわき市、宇都宮市、東京都（豊洲・大田・北足立・葛西・豊島・淀橋・世田谷・板橋・多摩ニュータウン）、横浜市、川崎市、新潟市、金沢市、福井市、岐阜市、静岡市、浜松市、名古屋市（本場・北部）、京都市、大阪市（本場・東部）、大阪府、神戸市（本場・東部）、姫路市、奈良県、和歌山市、岡山市、広島市（中央・東部）、宇部市、徳島市、高松市、松山市、高知市、北九州市、福岡市、久留米市、長崎市、宮崎市、鹿児島市及び沖縄県

ただし、本調査は母集団整備により 5 年ごとに調査対象市場を見直していたため、令和 2 年 6 月に中央卸売市場の認定を受けた姫路市は令和 3 年調査には含まれていない。

ウ 地方卸売市場とは、卸売市場法第 13 条第 1 項の規定に基づく都道府県知事の認定を受けた卸売市場をいう。

(2) 青果物卸売会社

青果物卸売会社とは、集出荷団体、集出荷業者又は生産者から青果物の販売の委託を受け又は買い付けて、青果物の卸売業務を行う法人又は個人をいう。

(3) 卸売数量

卸売数量とは、青果物卸売市場で「せり」、「入札」又は「相対」の方法で取引された数量であり、その荷の荷姿の単位ごとに表示されている量目を kg 換算した数量である。

(4) 卸売価額

卸売価額とは、青果物卸売市場における取扱金額であり、消費税を含む価額である。

(5) 卸売価格

卸売価格とは、卸売価額を卸売数量で除して算出した 1 kg 当たりの平均価格である。ただし、四捨五入の関係上、表中の数値を用いて算出した価格と異なる場合がある。

11 利用上の注意

- (1) 統計表に掲載した産地都道府県は、青果物卸売市場に入荷した時点の荷主の居住する都道府県とした。
なお、別途公表している『野菜生産出荷統計』及び『果樹生産出荷統計』の産地都道府県は、収穫・出荷した都道府県であり、統計表の産地都道府県とは異なることがある。
- (2) 本調査の調査対象期間は暦年（1月～12月）であり、別途公表している『野菜生産出荷統計』及び『果樹生産出荷統計』の調査対象期間は、品目ごとの年産区分によるため、本調査の調査対象期間とは異なることがある。
- (3) 統計数値については、表示単位未満を四捨五入したため、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。
- (4) 統計表中に使用した記号は、次のとおりである。
「0」：単位に満たないもの（例：0.4t→0t）
「－」：事実のないもの
「…」：事実不詳又は調査を欠くもの
卸売価格については、産地・季節によっては極端に高価なものや質が悪く安価なものが入荷されることがあり、適切な卸売価格を表さないことがあるため、卸売数量が4t以下の場合には「…」と表示した。
- (5) この統計表に掲載された数値を他に転載する場合は、「令和4年青果物卸売市場調査報告（産地別）」（農林水産省）による旨を記載してください。
- (6) 本調査の累年データについては、分野別分類「農畜産物卸売市場」、品目別分類「野菜（市場・流通）」又は「果樹（市場・流通）」の「青果物卸売市場調査」で御覧いただけます。
https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/seika_orosi/#r
- (7) 令和4年より調査対象を中央卸売市場のみに見直したため、地方卸売市場等分の取扱量が含まれていないので、前年数値との比較等、利用にあたってはご留意願います。

12 お問合せ先

農林水産省 大臣官房統計部 生産流通消費統計課消費統計室 流通動向第1班

電 話：（代表）03－3502－8111 内線3713

（直通）03－6744－2047

※ 本調査に関する御意見・御要望は、上記お問合せ先のほか、農林水産省ホームページでも受け付けております。

<https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/tokei/kikaku/160815.html>